

2024年2月22日いよいよ、地裁で解散命令に向けた審問が始まります

## 今このタイミングで、 宗教二世当事者がいちばん伝えたいこと

- 1) 裁判は非公開なので癒着や忖度が心配です。必ず解散命令を出してください。
- 2) 思想と行為を分けたうえで「行為」が問題視されています  
反日だ、教義が変だ等の、思想面は問題視されてません。思想は自由です。  
この論点がずれると差別等につながる＆解散命令が出にくくなるので注意  
(思想の自由は認められる・行為が悪質で問題)
- 3) 教団側が論点をずらして解散命令を阻止しようとしているので  
そもそも統一教会の何が問題なのか改めて要点を正しく伝えてもらいたいです  
「行為」の「悪質性・組織性・継続性」がポイントです
- 4) 解散命令の要件は法律上、元々刑事事件に限定されてません。マスコミ等が  
報道で「刑事事件がないから難しい」等と言うのは教団側の詭弁に加担する  
間違った誘導になってしまいます。「これが重要」スライドを読んでください

# 前提

## 「思想」ではなく「行為」が問題

※反日や教義が一般から見て少し変などの「思想」は問題視されてません  
人権を侵害し深刻な被害を多数生んできた「行為」が問題なのです  
「思想」は自由。行為が問題視されてるのに、思想が問題視されていると  
勝手に論点をずらし、思想弾圧は他宗教の宗教弾圧にもなる等、  
間違った議論に誘導しようとする動きに騙されないようにしましょう

カルトとは？

大前提 = 「思想」と「行為」は分けて考える  
その上で人権を侵害するような「行為」を  
行う団体がカルト。何が侵害にあたるかは  
法律にも明記されている。「思想の自由」は  
守られる。あくまで人権侵害「行為」の話。

# 前提

例えば「表現の自由」はあり、頭の中で何を考えるのも自由。  
でも全裸でTVに出るのは駄目だし、卑猥行為をすれば当然罰せられる。  
それと同じ構造。「**信仰の自由**」はあり、何を信じてもいい。  
でも**人権侵害「行為」**をすれば罰せられる。

カルトだと決めつけて  
「思想」まで縛るのは間違いじゃない？  
カルトの定義が曖昧なのに  
何でもカルト扱いしてさ。  
今後は頭の中で信じるのも駄目ってこと？  
「信仰の自由」は、守られるべきだよね？

例えば、「表現の自由」はあるけど  
全裸女性をNHKでTV放送しないように何でも  
許されるわけではないよね？それに**猥褻行為をすれば**  
当然、罰せられる。「**頭の中**」で色々と想像するのは  
自由でも。それと同じ構造で、基本中の基本なのは  
「**思想**」と「**行為**」を「分ける」ということ。  
思想は自由。でも人権を侵害したり法を犯すような  
「**行為**」は当然許されない。教団や信者が  
法治国家である日本で活動するならね



# そもそも、統一教会の何が問題なのか

なお「継続性」は追加の要件で、他で例えれば15人の殺人1回で死刑になるように(悪質だが継続性はない) 本来は「悪質性・組織性」だけでも十分すぎるはず

1

## 悪質性

1.違法行為や詐欺募金等の「法的に認められない」or「倫理的に違反な」行為が多すぎる

①「裁判所」が統一教会側の責任を公的に認めた「判決」が29件

②統一教会信者への「刑事」手続も34件

※統一教会関連企業を含む(実態として統一教会の信者が起こした刑事事件)

2.数ではなく質の面でも、死亡事故や自死や人生を壊すような「深刻」な被害が多く、

取り返しのつかない事態も。献金被害額も、他の宗教や事件ではほぼないほどの高額状態

※うちは被害額1000万円だから少ない、1億・2億の被害も当たり前という異常な界限(麻痺) 正体隠し勧誘の結果今なら霊感商法で違法となるような内容で騙し取られたもの

3.被害者が加害者になっていく構図

4.家族や世界平和の為にという人としての純粋な思いを利用され、家族も苦しむ→家庭破壊

2

## 組織性

1.裁判所が「組織性」や「使用者責任」を正式に認めた「判決」が多数存在

2.被害者の声をひとつひとつ集めていくと「別の教会・別の家庭」なはずの福岡のAさんと北海道のBさん等別地域で同じような被害が観測される(家庭の問題ではない)

3.組織として指導した証拠となるような「マニュアル」や「修練会・イベント等のプリント」や記録がある

4.文鮮明のみことばや韓鶴子の発言録で組織トップが発信していた記録があり証拠となる

3

## 継続性

1.60年以上に渡り被害が継続

①1960年代

親泣かせの原理運動

※1975被害者団体発足

※1977国会でも議論

②1980年代

霊感商法が社会問題に

※世界日報襲撃事件や副島氏事件

もこの時期。政治家も「二度と関係をもたない」等発言→あれ?

③1992～合同結婚式が

大きな社会問題に

④2009新世事件発生

※公安や警察の動きが…

2.教団のコンプライアンス宣言以降に発生した被害が弁護士受任

案件だけで140件19億円以上(相

談日ではなく発生日集計で)



# そもそも、統一教会の何が問題なのか

## 1 悪質性

1.違法行為や詐欺募金等の「法的に認められない」or「倫理的に違反な」行為が多すぎる

①「裁判所」が統一教会側の責任を公的に認めた「判決」が29件

※2023/10/12文科大臣公式発表によると32件

②統一教会信者への「刑事」手続も34件

※統一教会関連企業を含む(実態として統一教会の信者が起こした刑事事件)

2.数ではなく質の面でも、死亡事故や自死や人生を壊すような「深刻」な被害が多く、  
取り返しのつかない事態も。献金被害額も、  
他の宗教や事件ではほぼないほどの高額状態

※うちは被害額1000万円だから少ない、1億・2億の被害も  
当たり前という異常な界限(麻痺)正体隠し勧誘の結果今  
なら霊感商法で違法となるような内容で騙し取られたもの

## さらに

3.被害者が加害者になっていく構図



4.家族や世界平和の為にという人としての純粋な思いを利用され、家族も苦しむ→家庭破壊

5.教義を理由にした「深刻すぎる・人権侵害行為を含む」「差別」を生みやすい構造

※LGBTQ+当事者、子どもが産めない体の男性女性など  
→教義的に男か女かの二元論

→子どもがいてはじめて三大祝福完成→天国へ等

※信仰二世はサタンの血統、祝福二世は神の血統、  
きょうだい内でも兄がサタンの血統で祝福あとに生まれた  
弟は神の子等きょうだい内差別も存在

# そもそも、統一教会の何が問題なのか

二世の場合  
※三世以降を含む



経済被害・  
離教自立系

1 深刻な「貧困」 ・食事を満足に与えられない ・体重が極端に軽く栄養失調 ・病院に行かせてもらえない ・薬を飲ませてもらえない ・女性下着や生理用品をなかなか買ってもらえない ・服はボロボロで学用品もゴミ捨て場から、等	2 過度な献金による借金 自己破産・生活保護 ・自己破産・生活保護 →手続きを教会の人が伝授 ・カード摂理・家庭内詐欺 →クレジットカードを信者の親に勝手に使われ限度額いっぱいになり借りられてしまう→名義は二世なので返済は二世等 ・家族に隠し嘘をついて献金	3 進学させてもらえない 奨学金を献金される ・大学に進学したかったが親の許可を得られずお金もなく塾にも行けず、大学に行けない→高卒だと職に限られる ・大学に合格して奨学金をもらってもそれを全額、一世の親が献金してしまう→学費も含め多額のお金を二世が払う	4 教会や家から逃げられない・自立する「居場所」や「経済的」問題 ・住む場所がない(切実) →「保証人」「緊急連絡先」がないと家が借りられない(保証業者OKの物件は高くても少ない、OKでも今は緊急連絡先は必要) ・お金がない(切実)	5 親の生活費・介護費負担 一世＝無年金 or 超少額 & 貯金はほぼ0を二世が何十年も負担し続ける問題 ※親が自分のお金を献金するのは自由と言う人も多いですが「献金で貯金0の親の老後20～40年お金を払うのは二世です」
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

精神・  
心理的被害

6 信仰しない自由の侵害 ・親が合同結婚式で祝福を受けて産まれた祝福二世は、物心つく前から各種儀式も物の信仰させられる。信仰しない自由が侵害されやすく離教したくても教義上祝福二世がいなくても基台が完成しない・地獄に落ちる等と言われることも。宗教選択の自由もない。	7 アイデンティティや自己肯定感の崩壊 ・祝福二世は神の子と言われる教義を挟んだ条件付きの愛しか得られないことも多い。ありのままの自分を見てもええ離教すると自分のアイデンティティに悩むやすい。 ・信仰二世はサタンの血統と存在を否定され教会内でも差別される。自己否定しやすい。	8 性的自己決定権の侵害(純潔強要・地獄の恐怖) 婚姻の自由の侵害 ・エバがサタンと性的に墮落しサタンの血統が蔓延った→教祖等による祝福結婚で神の血統に戻れるという教えなので恋愛や自慰行為や性交渉は禁止。教会の人の前で恋愛や性行為等を報告させられる。離教しても恐怖が抜けない。	9 教会や家から逃げられない・自立する「法的」「環境」問題 ・強すぎる親権で未成年は逃げたくても親に連れ戻される ・親戚や支援者が助けても親権で誘拐扱いされることも ・一時保護所での待遇が悪い ・児童相談所がキャバオパー ・支援員の宗教理解のなさ ・大人が子より親を信じる	10 精神疾患・トラウマ ・自己肯定感の欠如や信仰の強制、純潔教育、血統差別等信仰を背景にした様々な理由により離教後40歳50歳になっても深刻な精神疾患に苦しむ人も多い。複発性PTSD等も。現役信者や教会に相談しても霊的になったと言われる適切な医療ではなく祈禱や韓国の聖地行き等で対応される。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

身体・  
その他被害

11 ネグレクト・育児放棄 ・一世の親は〇〇摂理等の達成のために夜遅くまで家を留守にしたため、韓国の清平に滞在するために幼い子どもたちを残して何日も家を空けた。認可や検査を受けていなかった可能性のある信者の子向け託児所もあったが資格や経験のない人が入って何人も見ていたり危険なことも。	12 「養子」問題※ ・養子本人にとってはなぜ産まれたらなぜ実の親が手放したのか理解に苦しむやすい。 ※養子になるのは祝福二世だけ。養子は昔からあると言う一般の子も受け入れるべきところ養父母は自身の天国行きのために祝福二世のみ希望する。子の福祉が守られない。	13 構造的な「差別」被害 教義や実態として被差別側は後々まで続く傷を負いやすい。 ・祝福二世>信仰二世 ・きょうだい内での深刻な差別 ・信者>一般人のサタン世界 ・男>女(実態として) ・韓国>日本(実態として) ・韓国をたくましくした家庭>していない家庭(実態として) →詳細は別ページ参照	14 性被害 深刻な貧困、家から逃げにくく自立できない経済的・法的・環境的問題、親の虐待等により、身一つで逃げた子たちは性被害の対象になりやすい。また信者の家族内や教会内でも実態として性被害も。純潔思想とずれて(地獄に落ちる)に苦しんだり誰にも相談できない孤独に苛まれたりも。	15 刷り込まれた教義が抜けない、一般に溶け込みにくい、就職困難、一般結婚時の困難等 ・宗教の残響や宗教的つきまといに苦しむ。何が教義で何が一般的に分からない。学歴的にも宗教理由でも就職が困難なことも多い。一般結婚時にも暴露や義理の両親との関係に悩むことも多い。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 統一教会「二世」の被害一覧

※それぞれの被害によっても「深刻さ」は人によって・時期や状況によって異なります

それぞれの項目について、かなり深刻だった人も多数存在しています

※1981～2021年に765人が養子となったことを韓国で認めている。元信者たちの話によるともっと多いのではないかと証言もある。養子問題はセンシティブな問題であり、最後まで守られ尊重されるべきは本人の存在や気持ち。養子に限らないが本人たちの尊厳をよりしっかりと理解する必要があります。

# そもそも、統一教会の何が問題なのか

## 統一教会「一世」の被害一覧と、信者ではない家族にとっての被害、国と日本人にとっての被害

一世の場合



一世の場合、「信者ではなかった期間」がある分、離教した後に一般社会に（祝福二世よりは）戻りやすいことも。

一方で実態として「被害者が加害者になる」構造なため、自らの加害性にも悩みやすい

経済・身体・心理被害

1

一番最初の段階で本人に統一教会という宗教と正確に認識させないで行う正体隠しの伝道  
・途中から伝えても「最初の段階」では「SDGs・手芸サークル・結婚相談所・就職セミナー」等別団体を名乗り勧誘、名称変更でたとえ小声早口で家庭連合ですと言っても一般人は統一教会とは気付けない。

2

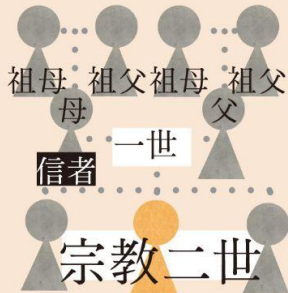
夫・親・親戚・友人に隠し嘘をつく等で献金・伝道等→親戚と縁が切れ友人を失う等孤独化  
・「家族を想う気持ち」を利用され、陰徳積善（人知れず良い事をする）の教えや「家族のために」「先祖や子孫が地獄で苦しまず天国で暮らせるように」等の思いで「良かれと思って」献金や伝道等を実施

3

勧誘したり献金を集めたりして他者の被害拡大→加害性で縛られる  
・被害者が加害者ようになっていく構図。徐々に霊の子（伝道した信者）ができたり献金を集める側になっていく。婦人部長等の役職がつくことも。自らの加害性を認められず or 苛まれ離教の妨げに

4

貯金がほぼ0、無年金もしくは超低額年金の状態で教会から出される  
献金トラブル等を教団本部は現場の個人の責任にしやすい些細なことで教団を出ることも少なくない。信者も自分が罪をかぶることで神や教会を守ろうとする。高齢で生活苦に。末路が悲惨な信者も。



### その他1) 信者ではない家族にとっての被害

・信者家族は「家族のため」だと信じ込んでおり話を通じることが多い。祖父母の遺産や葬式の香典や生命保険金等も家族に相談もなく全額献金することも。結果足りなくなった生活費や親戚等に借金して献金した分の返済を二世たちが必死に働いてわずかな給与から負担する。二世のその被害金額分は直接の献金ではなく（献金した分お金がないせいで）生活費や返済等で、二世「が」一世を扶養したり一世の扶養からは外れていたりする分新法の対象にも該当せず救済されない可能性が高い。

### その他2) 国にとっての被害

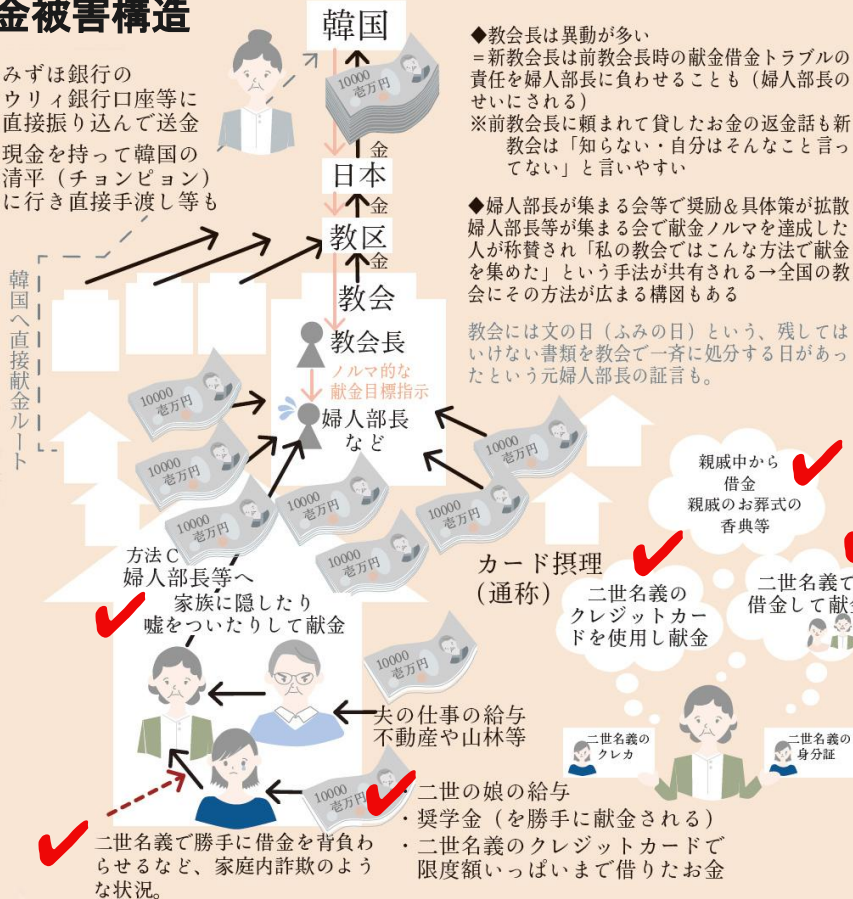
・何億円という莫大な金額が韓国へ流出し続けることでの国内経済的な損失  
・少子化の中、貴重な働き手でもあり納税者でもあったはずの二世などが、無年金や貯金0の親の介護（施設に入れるお金も足りない）や親がやった献金の借金返済、親の生活費や親が全額献金した奨学金返済等のために非正規等の仕事に長時間従事→税収入や働き手の損失  
・献金により自己破産や膨大な「生活保護」世帯が発生→韓国に流出する献金を国民が税金で負担している構図



# そもそも、統一教会の何が問題なのか

## 献金被害構造

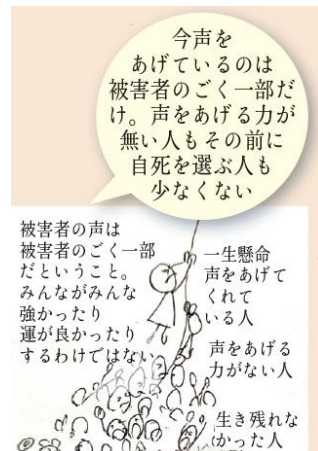
- 方法A みずほ銀行の  
ウリ銀行口座等に  
直接振り込んで送金
- 方法B 現金を持って韓国の  
清平(チョンピョン)  
に行き直接手渡し等も



## memo

- 声をあげる二世等の話を聞く時に知っておいてもらいたいこと
- ・統一教会の **被害者たちは、「身バレ」防止のために 深刻な話・個人が特定されるような具体的な話はできません**
  - ・「声をあげられている人」よりはるかに多くの **「声をあげられない人」もいます**

※特に深刻すぎる状態の人は声をあげられていません。そういう人ほど少しでも早い救済策を必要としています。声をあげられない「子どもたち」も守る必要があります



※悪質=それをやる一世がという意味ではなく、それを「させる」統一教会の教義や教祖や組織構造が悪質

被害者を加害者にさせていく構図(被害者やその家族は、自分や家族の加害性にも苦しむ)自体も、あまりに悪質です

# そもそも、統一教会の何が問題なのか

## 2 組織性

1. 裁判所が「組織性」や「使用者責任」を正式に認めた「判決」が多数存在
2. 被害者の声をひとつひとつ集めていくと「別の教会・別の家庭」なはずの福岡のAさんと北海道のBさん等別地域で同じような被害が観測される(家庭の問題ではない)
3. 組織として指導した証拠となるような「マニュアル」や「修練会・イベント等のプリント」や記録がある
4. 文鮮明のみことばや韓鶴子の発言録で組織トップが発信していた記録があり証拠となる

## マニュアルや研修資料・メモがある

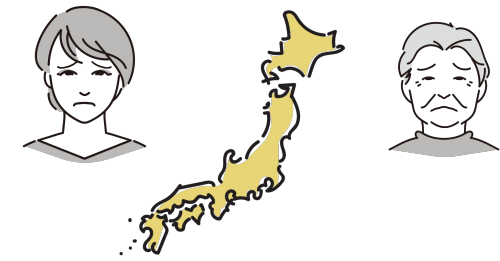
Let's Try!

経済力	S	A	B	C	決定権	A	B	C	関心度	A	B	C
1. 多宝塚を買える(540以上・1000以上)					1. 何人でも自分で決める				1. ニードがあって授けたいと思ってる			
2. 300以上を動かせる					2. M-1.その他( )自分で決めた				2. Sに関心があってくる			
3. 100~200以上を動かせる					3. 夫婦で相談して決める				3. 先生に関心を持ってくる			
4. 100以下を動かせる					4. 家族で相談して決める				4. 話を聞きにくるだけ			
5. 自営業である( )					5. よいものであれば内緒でもやる				5. 話を聞きにくるだけ			
6. 経営者である( )					6. その場で決めるタイプ(確率不断)				6. 無理矢理つれてきた			
7. 会社勤務である(役職名 勤年 年)					7. 家族や周囲が反対する							
8. 会社社長を勤めている(業種別・所属・格別)					8. 高額は自分で決められない							
9. 専業主婦である( )					9. 一人では決め(られない)							
10. 専業主婦である( )					10. 内緒トークが出来る							
11. 専業主婦である( )					11. その他( )							
12. 専業主婦である( )												
13. 専業主婦である( )												
14. 専業主婦である( )												
15. 専業主婦である( )												
16. 専業主婦である( )												
17. 専業主婦である( )												
18. 専業主婦である( )												
19. 専業主婦である( )												
20. 専業主婦である( )												

客層 1. 年齢層 2. 収入層 3. 職業層 4. 教育層 5. 宗教層 6. 地域層 7. 民族層 8. 国籍層 9. 宗教層 10. 宗教層 11. 宗教層 12. 宗教層 13. 宗教層 14. 宗教層 15. 宗教層 16. 宗教層 17. 宗教層 18. 宗教層 19. 宗教層 20. 宗教層

期 間：7月28日(水)~30日(金)  
 目 標：約東非常K完納(最低Rの2.5 勝利)  
 ※教域の目標は教区長から与えられますが、この目標は命をかけて必ず勝利しなければなりません。  
 ※27日、28日は教区を中心に、30日はリージョンで総タワー体制を組んで出発します。  
 ※三日路程で勝利できなかった教域の教域長は、最低目標を勝利するまで31日から、無期限断食、毎日1,000拝敬押をして、背水の陣で行きますので、必ず三日路程で勝利して8月を新しく出発しましょう!

北海道のAさんと福岡のBさん等、別地域の他人がなぜか同じ被害にあっている



指示した側の証言が複数存在している

教祖のみことば  
 トップが指示した発言録が多数記録として残っている



# そもそも、統一教会の何が問題なのか

なお「継続性」は追加の要件で、他で例えば15人の殺人1回で死刑になるように(悪質だが継続性はない)本来は「悪質性・組織性」だけでも十分すぎるはず

## 3 継続性

### 1.60年以上に渡り被害が継続

#### ①1960年代

##### 親泣かせの原理運動

※1975被害者団体発足

※1977国会でも議論

#### ②1980年代

##### 靈感商法が社会問題に

※世界日報襲撃事件や副島氏事件

もこの時期。政治家も「二度と関係をもたない」等発言→あれ？

#### ③1992～合同結婚式が

##### 大きな社会問題に

#### ④2009新世事件発生

※公安や警察の動きが…

### 2.教団のコンプライアンス宣言以降に発生した被害が弁護士受任

### 案件だけで140件19億円以上

(相談日ではなく発生日集計で)

### ◆文部科学大臣 2023/10/12公式発表

#### ・統一教会の組織としての損害賠償責任を認めた

判決が32件(169人)認容金額 計22億円

※一人あたり平均1320万円

#### ・全体(民事裁判の上の和解や志談を含む)

約1550人 解決金等の総額 約204億円

※一人あたり平均1310万円

### ◆全国弁連 公式発表

#### 教団が主張するコンプライアンス宣言「以降」に

発生した被害が、弁護士受任案件だけで

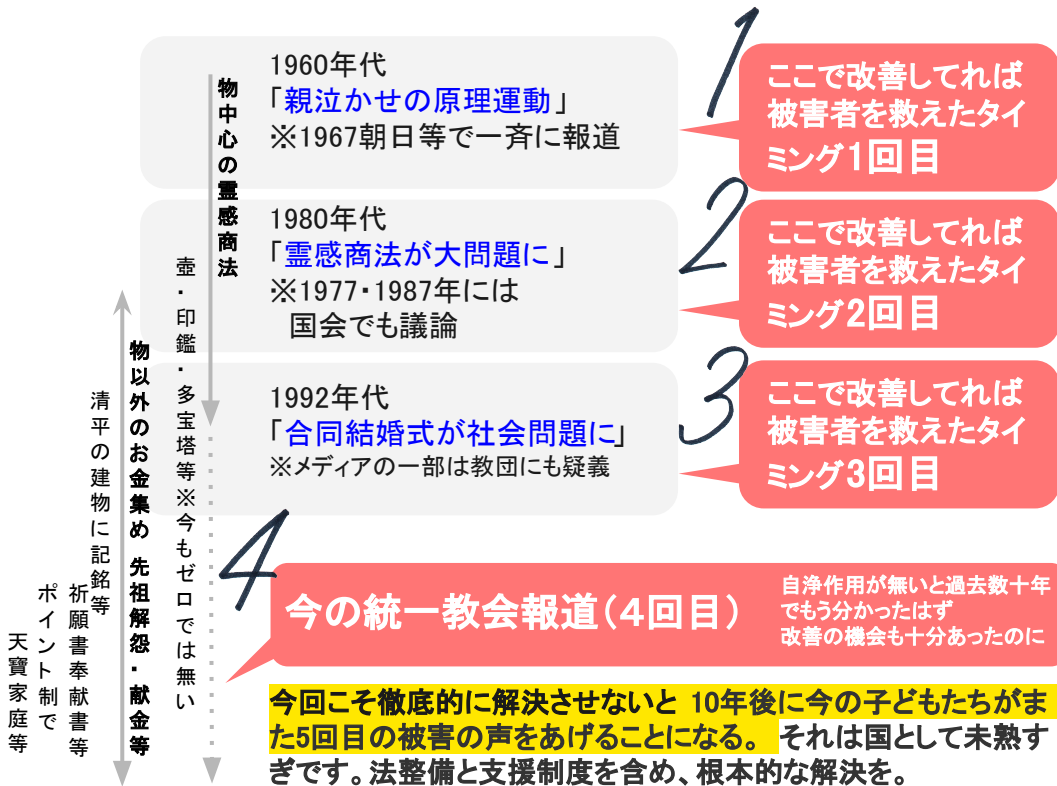
140件 19億円以上

(相談日や裁判日ではなく、発生日集計で)

# そもそも、統一教会の何が問題なのか

## 統一教会の歴史

- 1920 文鮮明誕生・1943 韓鶴子誕生
- 1954 韓国で統一教会設立
- 1958 日本での布教開始・1959 日本で統一教会設立
- 1960 3双 1961 33双 1962 72双の祝福式
- 1964 原理研究会CARP設立
- 1964 日本で宗教「法人」として認可
- 1968 国際勝共連合設立
- 1968 430双 1969 43双 1970 777双の合同結婚式
- 1975 思想新聞→世界日報 日本で発刊
- 1982 6000双 1988 6500双の合同結婚式 (この二世は今30~40代)
- 1992 3000双 1995 36万双の合同結婚式 (この二世は今10~20代)
- 2009 統一教会関連団体 新世事件(刑事事件)
- 2009 教団のコンプライアンス宣言
- 2012 文鮮明が死去・韓鶴子が組織トップに
- 2015 七男が分派を結成(サンクチュアリ・四男も協力)
- 2015 文科省が名称変更を認証
- 2017 三男が分派を結成(FPA)
- 2021 安倍元首相が関連団体でスピーチ
- 2022 安倍元首相の事件発生





# そもそも、統一教会の何が問題なのか

## 統一教会関連団体側が敗訴した判決の一部 ※「刑事」案件（2010まで）

表 3-2 近年の統一教会関連の刑事事件

2007年	10・11月	沖縄市の運勢鑑定業者「天守堂」の5人が逮捕
2008年	2月	松本市の印鑑・健康食品等販売会社「煌健舎」の5人が逮捕
	9月	泉佐野市の健康食品販売会社「ファミリーネットワーク」の3人が薬事法違反
	11月	新潟市の健康器具販売会社「北玄」の3人が逮捕。2009年2月にも2人が
2009年	2月	渋谷区の印鑑販売会社「新世」が家宅搜索。6月に7人が逮捕
	5月	福岡市の健康器具販売会社「サンジャスト福岡」の1人が逮捕
	9月	大阪市の印鑑宝石販売会社「共栄」の4人が逮捕
	10月	和歌山市の健康食品販売会社「エム・ワン」の3人が逮捕
	11月	東京地裁は、渋谷の「新世」社長の被告に懲役2年（執行猶予4年）・罰金 円の判決。同社営業部長の被告にも懲役1年6月（執行猶予4年）・罰金 円、同社にも罰金800万円の判決。「相当高度な組織性が認められる継続的 と、教会との関連性を認定
2010年	1・3月	大分市の印鑑等販売会社「サンハート健美」関係の4人が逮捕
	7月	町田市の神仏具販売会社「ポラリス」の1人が逮捕

出典：塚田穂高「社会問題化する宗教—「カルト問題」の諸相—」（高橋典史・塚田穂高・  
亮輔編著『宗教と社会のフロンティア』勁草書房、2012年）：57頁

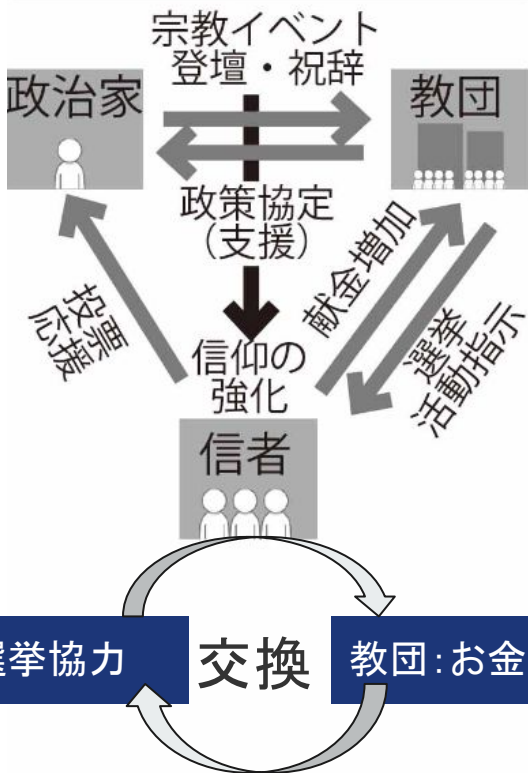






Q なぜ統一教会と政治家がつながることがいけないの？

政治家・教団・信者の循環図



政治家が「便利だしとなんとなく」統一教会信者を「利用」することで

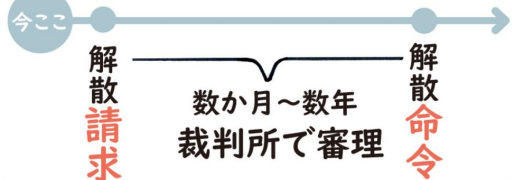
- ①統一教会に「お墨付き」を与えることになる
- ②信者は「こんなすごい人も統一教会の目指すことや真のご父母様を支持してくださってるんだ！」とますます献金&信仰にのめり込む  
→被害拡大（信者以外の家族や親戚等を含む）  
※被害者がさらに伝道→被害者を増やしていく構図も
- ③政治家も無料で使える人手を確保したり当落ラインギリギリの候補を当選させるのに教団と切っても切れない関係になっていく  
→教団が政治家の弱みを握りコントロール可能な状態になるおそれも

※社会的に問題が全くない団体であれば問題ありません。ですが統一教会の場合は、組織性や使用者責任を認めた判決を含め既に数十件以上の判決（最高裁判決を含む）が存在し、被害を訴える人が相次ぎ被害弁護団も結成され国会でも連日質疑が繰り返され新しく法律まで制定される等、様々な問題のある宗教「法人」（「税金優遇」あり）です。

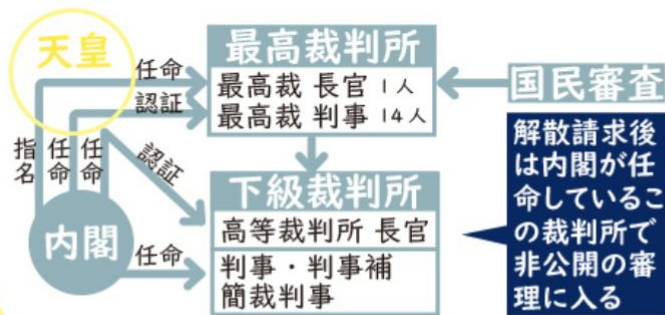
# 注意！

注意！  
解散**請求**と  
解散**命令**は違うよ！

解散命令が出ないと意味ないよ！



裁判所での**審理は非公開**で  
裁判官の任命・指名は内閣  
＝統一教会と癒着している自民党



これで終わり!と  
油断してると危険  
世論が裁判の行方を  
注視し続ける事  
が大事!



# そもそも解散命令は「刑事事件」に限定されてません。騙されないで！

統一教会の会見での  
「統一教会側の」主張  
2023・9月

解散請求も質問権も  
法律違反だ！該当しない！  
岸田首相が去年一夜にして  
法解釈を変更してしまった  
法治国家ではありえない！



そういえば去年、岸田さんが一夜にして手のひら返して急に「民法の不法行為も含む」と答弁を変えたことがあった気がする

(まったく、岸田さん…)

ってことは、そんな適当に、統一教会を解散させるような法解釈を変更したの？それって法治国家ではありなの？？

間違い！  
騙されないで！



教団から正しい知識を教えてもらえていない信者さんや、詳しくなくて騙されている一部の一般人

# 1. そもそも解散については「宗教法人法」81条に記載があり

宗教法人法では「法令に違反して、著しく公共の福祉を害する」と解散と明記

＝つまり**解散は、法律上「元々、刑法に限定されていない」**

(解散命令)

## 宗教法人法

**第八十一条** 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。

二 第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたつてその目的のための行為をしないこと。

宗教法人は、そもそも「民法」で定められた法人で、その「解散命令」については「**宗教法人法**」に記載がある

そもそも「**宗教法人法**」には「**法令に違反**」としか書かれていない  
＝「**刑事判決のみ**」ではない  
(刑法のみなら「**刑法に違反**」と書かれるものなため)



## 1. 解散命令の意義

[43] 宗教法人法は、「宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えること」(1条1項)を主要な目的とし、それに必要な措置を講じるために制定されたものであるが、これとともに、同法が81条1項1号及び2号前段において宗教法人に対する解散命令制度を設けたのは、宗教団体が、国家又は他の宗教団体等と対立して武力抗争に及び、あるいは宗教の教義もしくは儀式行事の名の下に詐欺、一夫多妻、麻薬使用等の犯罪や反道徳的・反社会的行動を犯したことがあるという内外の数多くの歴史上明らかな事実を鑑み、同法が宗教団体に法人格を取得する道を開くときには、これにより法人格を取得した宗教団体が、法人格を利用して取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を濫用して、法の定める禁止規範もしくは命令規範に違反し、公共の福祉を害する行為に出る等の犯罪的、反道徳的・反社会的存在に化することがありうるところから、これを防止するための措置及び宗教法人がかかる存在となったときにこれに対処するための措置を設ける必要があるとされ、かかる措置の一つとして、右のような存在となった宗教法人の法人格を剥奪し、その世俗的な財産関係を清算するための制度を設けることが必要不可欠であるとされたからにはほかならない。右のような同法81条1項1号及び2号前段所定の宗教法人に対する解散命令制度が設けられた理由及びその目的に照らすと、右規定にいう「宗教法人について」の「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」(1号)、「2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為」(2号前段)とは、宗教法人の代表役員等が法人の名の下において取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を利用してした行為であって、社会通念に照らして、当該宗教法人の行為であるといえるうえ、**刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するものであって、しかもそれが著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為、又は宗教法人法2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱したと認められる行為をいうものと解するのが相当である。**

等

## 2. 教団等がいう

**解散するのは刑法だけだから教団は該当しないという話は、  
解釈の問題でも何でもなく、あくまで昔の  
「オウムのいち事件」の「一判示の中に記載された一文」に  
"刑法「等」の実定法規の定める禁止規範  
又は命令違反に違反する」と書かれている話を  
まるで宗教法人法の規定かのように言っているだけ**

①教団の主張の根拠は宗教法人法「ではなく」  
そもそもオウムの場合の話

②さらに100歩譲ってそのオウムの場合の話であっても  
「刑法だけ」なら「等」とは書かないし、  
日本語としても「"等"」=「"だけ"」  
という意味にはならない=刑法だけと解釈するのは間違い。

※オウムのこの判示だとしてもこれを刑法だけと解釈するのは  
法律解釈上もありえない。

**刑事事件はないから該当しないというのはそもそも間違い**



# 宗教法人法・解散命令「法令に違反して」

「この法令に違反して云々というような文言は、何も宗教法人法ばかりに限ったことではありませんで、他の一般のいろいろな法規に違反するという場合をさしているわけであります。

・・・たとえば今御指摘の問題でありますならば、法務省あるいは人権擁護委員会でいろいろお調べになっておりまして、将来そういうところで客観的にはっきりした事実が確認できれば、それは文部大臣としてもその事実を認めて必要な措置をとられる」  
(衆議院法務委員会 昭和31年6月3日 福田繁文部省調査局長)

「「法令」とは、宗教法人法はもちろん、あらゆる法律、命令・条例などを指す。宗教法人が法令に違反するとは、宗教法人の役員または職員がその業務等の執行に関し、違法行為を行っている場合（責任役員がそのような決議をしている場合も入る。）を指す」  
(渡部 蒔 『逐条解説宗教法人法』378頁)

パネル2

← **これが重要！**

2022/10/19 国会にて  
「刑事のみか」を  
確認した際の  
根拠パネル

①昭和31年6月3日の  
国会議事録と

②逐条解説宗教法人法の  
P378

の2点を読めば、  
岸田首相が手のひら返し  
をしたのではなく  
「そもそも刑法に限らない」こと  
が明らか

つまり岸田首相が**一夜にして急にのひら返しをしたのではなく、**

国会で突然質問されて間違えて応えてしまったから

(その夜、内閣法制局等の指摘もあって)翌日、**本来の意味通り**

**「刑法等」は「刑法だけではない」と正しい内容に「訂正」しただけ**

※なお数十年分の国会議事録を確認すれば分かる通り、訂正することはめずらしいことではない

#### 宗教法人法・解散命令「法令に違反して」

「この法令に違反して云々」というような文言は、何も宗教法人法ばかりに限ったことではありませんで、**他の一般のいろいろな法規に違反するという場合をさしているわけでありませう。**

・・・たとえば今御指摘の問題でありますならば、**法務省あるいは人権擁護委員会**でいろいろお調べになっておりまして、将来そういうところで客観的にはっきりした事実が確認できれば、それは**文部大臣としてもその事実を認めて必要な措置をとられる**」  
(衆議院法務委員会 昭和31年6月3日 福田繁文部省調査局長)

「**「法令」とは、宗教法人法はもちろん、あらゆる法律、命令・条例などを指す。**宗教法人が法令に違反するとは、宗教法人の役員または職員がその業務等の執行に関し、**違法行為を行っている場合(責任役員がそのような決議をしている場合も入る。)**を指す」  
(渡部 謙 『逐条解説宗教法人法』378頁)

パネル2

「一夜で法解釈を変更した。違法だ」という教団の主張は、「よく分かってない信者」や「世間」を誤誘導し、解散が岸田首相の「適当な解釈変更によるもの」と誤解させるもの。

ここを分かってないと誤誘導されるし**「刑事判決がないから散命令が出るか分からない・難しい」という説明は間違いで**

**教団側の詭弁への加担になります。騙されないで！**

# 今、国や省庁等に望むこと

## 今、国や省庁等に望むこと

### ①児童虐待防止法 の改正

宗教という文字を盛り込んだり、親以外の虐待を想定するものにしたたり等、  
子どもたちを確実に宗教虐待から守るような改正をお願いしたいです

### ②反セクト法の検討

フランスでは、統一教会が深刻な社会問題になったことをきっかけに、  
反セクト法ができました。長期的な取り組みとして  
社会的に問題のある団体が規制される基準を設けてもらいたいです。

# 今、国や省庁等に望むこと

## ③不当寄附勧誘防止法(通称 救済法)の改正

不当寄附勧誘防止法(通称 救済法)では二世は救われません

◇これは「寄附」等による被害を防止する法律ですが、そもそも二世の被害は寄附によるものだけではありません。

### ◇想定されるケースが二世の現実に即していない

また、現役である一世の親の献金について、二世の子どもが債権者代位権を使って返金請求することのハードルが高すぎる上に返金されるのもごくわずかな額のみです。そして子が親を訴えることも現実的ではなく、家庭がさらに崩壊する要因にもなりえます。二世の子は成人した後その多くが親の扶養を外れ、逆に親を扶養するケースも少なくありませんが、この場合、親が献金したものを、親の生活費や将来の介護費等を負担する二世が取り返すことが想定されておらず、親の献金により二世が(親の老後に)苦しむことが予想されます。なお、教団は家族の同意を得ると主張していますが、既に親と別居している成人した(親の扶養下にはない)二世の同意はあまり想定されておらず、その二世が親の老後に生活費や介護費を親のかわりに負担することを考えると、二世の被害防止・救済になるとは言えません。

### ◇禁止すべきことが「配慮義務」に留まっている

- ・自由な意思を抑圧しない
- ・生活を困難にさせない
- ・寄附の用途や法人を明らかにする

→これは現在は「配慮義務」にすぎない扱いですが、このような内容は配慮ではなく「禁止」事項にしないと、罰則もなく寄附の返金等の根拠としても弱すぎます。その結果、実際には使えない法律となってしまいます。

### ◇禁止事項が適用される要件が厳しすぎる上に被害実態にあっていない

「困惑」し不安を煽られ、等→最初の段階で正体や教義の内容や実態を明かさずに隠して勧誘した後、信仰しきってしまった状態の信者は、勧誘の段階では困惑したとしても、寄附する瞬間は一見困惑していないように見えます。ですが既にご存じの通り様々な献金被害が出ています。実態に即したものにすべきです。

# 今、国や省庁等に望むこと

## ④救済法の「附帯決議」に記載された事項を「具体的な救済策・手当・補助」として具体化させる

不当寄付勧誘防止法の「附帯決議」10

親族間の問題、心の悩み、**宗教二世を含むこどもが抱える問題等の解決に向け、法的支援にとどまらず、心理専門家によるカウンセリング等の精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的・迅速に提供するなどの支援体制を構築すること。**成人した宗教二世についても、親子間の葛藤や心の悩み、就職等も含め社会参画の困難性を抱えていることから、同様の支援や就労の支援等の支援体制を構築すること。

具体的には

**A 成人後を含む宗教被害者の精神疾患等支援のための「医療費・カウンセリング費用の手当・補助」**

**B (教団への高額献金や献身により無貯金無年金となった)一世の親の  
老後の生活費や介護費を負担する二世への補助金・介護サポート**

**C 宗教被害者支援団体や個人で被害防止のために活動している二世たちへの活動助成金**

(宗教だから嫌煙されたり救われにくかったりしたために被害が拡大したので宗教支援団体を作っても、宗教という枠では助成金が降りにくく、女性支援等の枠組みで申請すると男性の宗教二世支援者は救えない等様々な困難が立ちはだかっています。声をあげている被害者たちももう限界です)

**※国が長年放置し、放置どころかお墨付きを与えたために拡大した被害のため**

**※もう二度と同じような被害を繰り返さないでほしい、特に今と未来の子どもたちが苦しまなくていい  
社会にしてほしいと、当事者として心から願っているため**



# 今、国や省庁等に望むこと

## 補足:「関連団体」や「分派」はそのままの状態だという問題点

解散「命令」が出たとしても、それは日本の統一教会本体のいち法人についてだけで、

統一教会には、数えきれないほどの「関連団体」や関連企業やダミー組織等が存在しています。

解散命令が出ても、それらの「関連団体」や関連企業やダミー組織は野放し状態ですし、もともと統一教会には「教祖の三男派(FPA)」や「教祖の七男派(サンクチュアリ)※四男も協力」等の「分派」が多数存在しています。

私も実際に統一教会本体から「分派」に移った人を何人も知っています。

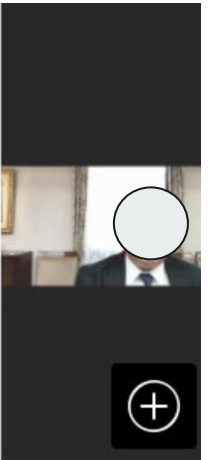
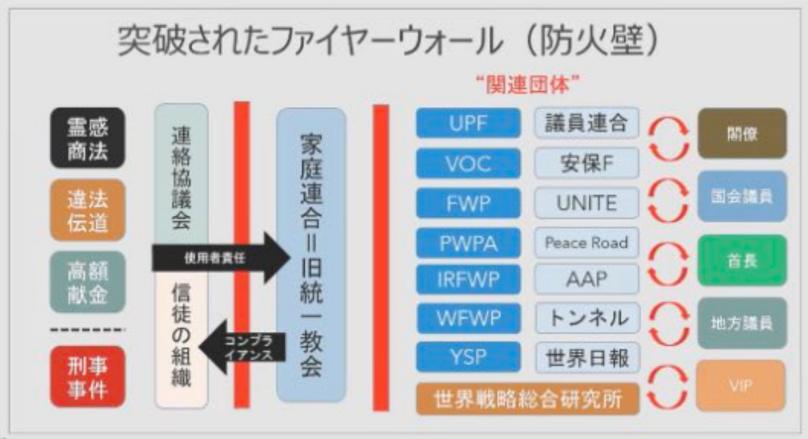
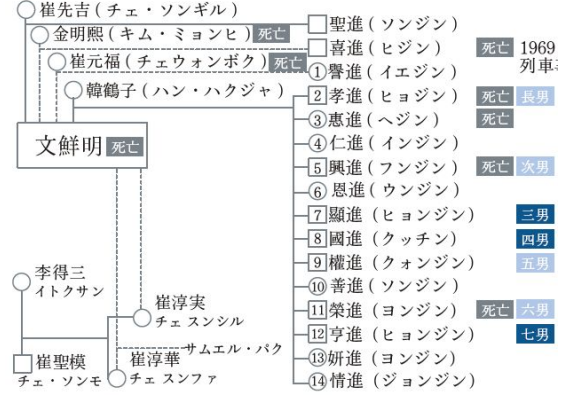
三男派や七男派は今も韓鶴子ではなく文鮮明をメシアだと信じているようです。昨今の報道で組織に疑問を感じはじめた現役信者を「分派」に勧誘しようとする動きも見られます。

分派も、その活動の資金源となっているのは、元々は、私たち被害者からしぼり取った献金です。 その献金を元手に活動し、多少違っていても神感や文鮮明への想い等がほぼ同じような団体に、今後、現役信者が流れていくことも少し心配しています(信仰の自由は尊重しています)

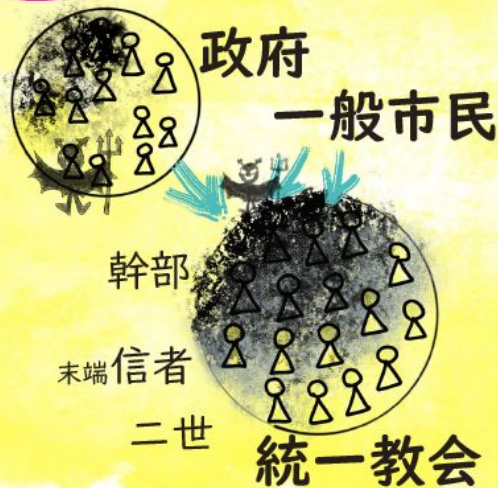
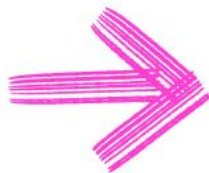
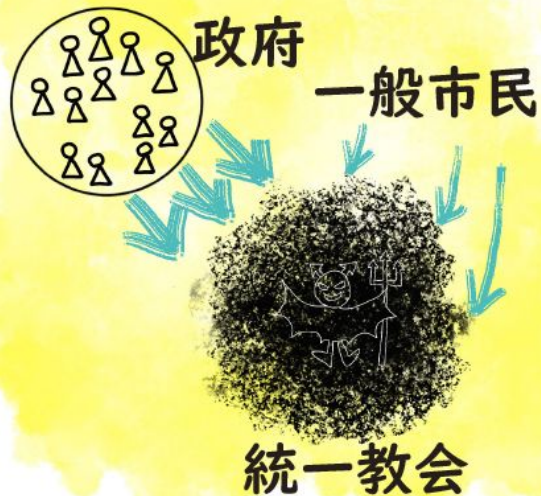
1	世界平和統一家庭連合 FFWPU
2	HJ 天宙天寶修練苑 ※旧: 天宙清平修練苑
3	世界平和家庭連合
4	世界平和芸術人連合 IAACP
5	世界平和宗教連合 IRFPW
6	天宙平和連合 UPF
7	統一思想研究院 UTI
8	特定非営利活動法人 日韓トンネル研究会 NON-PROFIT ORGANIZATION THE JAPAN-KOREA TUNNEL RESEARCH INSTITUTE
9	UNITE・KANSAI
10	熊本ビューフォーラム
11	国際科学統一会議 (科学の統一に関する国際会議) ICUS
12	PLA Japan
13	ピースロード
14	ユニバーサル・ピース・フェデレーション UPF-JAPAN
15	国際指導者会議 ILC
16	国際勝共連合 IFVOC
17	勝共 UNITE (ユナイト)
18	国際平和学術人連合/国際平和学術協会 IAAP
19	国際平和経済開発協会 IAED
20	世界平和頂上連合 ISCP
21	世界平和国会議員連合/世界平和議員連合 IAPP
22	世界平和女性連合 WFWP
23	世界平和青年学生連合 YSP → IAYSP
24	世界平和ファーストレディー連合 IAFLP
25	世界平和連合 WFP
26	日韓海底トンネル推進議員連盟
27	日韓トンネル推進全国会議
28	平和大使協議会
29	国際平和言論人協会 IMAP
30	世界言論人協会
31	青年宗教者奉仕団
32	世界平和宗教人連合/平和と開発のための宗教者協議会 IAPD
33	世界平和超宗教超国家連合 IFWP
34	一般財団法人 孝情教育文化財団
35	世界科学技術研究所 WRIST
36	全国大学連合原理研究会 WCJ(CARP)
37	鮮文大学
38	統一神学校
39	ブリッジポート大学

40	世界平和教授アカデミー (世界平和教授協議会) PWPA
41	ワールドカープ・ジャパン WCJ
42	平和ボランティア隊 UPeace
43	真の家庭運動推進協議会 APTF
44	医療法人社団日心会 おおつか訪問看護ステーション
45	医療法人社団日心会 一美歯科
46	海外医療奉仕団 (一心病院)
47	医療法人社団日心会 鍼灸マッサージ治療院オハナ
48	医療法人社団日心会 総合病院 一心病院
49	
50	一般財団法人 国際ハイウェイ財団 The International Highway
51	ユニバーサル・バレエ団
52	リトルエンジェルス (韓国少女舞踊団)
53	株式会社 I J C (旧: 株式会社男女美、株式会社さくらコーポレーション)
54	株式会社 K A H ジャパン (旧: (株) タカラ屋)
55	株式会社 イルファジャパン (旧: (株) ワールドサービス)
56	株式会社 日本ジェイエス (旧: クリスティーナハン)
57	愛美書店
58	株式会社 I H M (旧: 株式会社 インターナショナルホームメディカル)
59	[I H M 関連団体] 株式会社九州メディカル
60	[I H M 関連団体] 株式会社西日本メディカル
61	[I H M 関連団体] 株式会社関西
62	[I H M 関連団体] 株式会社北海
63	[I H M 関連団体] 株式会社やま
64	[I H M 関連団体] 株式会社首都
65	[I H M 関連団体] 株式会社中部
66	[ハッピーワールド関連団体] 一
67	[ハッピーワールド関連団体]
68	[ハッピーワールド関連団体] Bl
69	[ハッピーワールド関連団体] 世
70	株式会社ハッピーワールド (世
71	株式会社 光言社
72	世界日報
73	ワシントンタイムズ
74	中和新聞 (発行元: (株) 光言
75	宗教新聞
76	世界家庭 World Family 旧: トウテイイズ・ワールドジ
77	週刊紙「サンデー世界日報」
78	月刊「ビューポイント」

## 関連団体一覧と文鮮明の一族一覧



統一教会=全部が「悪」ではない。組織と信者を分けて考える  
悪いのは、「組織」 & 「トップと幹部」



現役信者の人たちのために

**統一教会の内部は被害者と加害者が複雑に折り重なっています。**

統一教会の中には生まれて間もない赤ちゃんや、

親の刷り込み教育を受けて育っている小学生

そして、宗教の家に生まれたことをもっとも悩む青年期の二世達があります。

**今、子供時代を過ごしている二世達は何一つ悪いことはしていません。**

「宗教の家に生まれた」ただそれだけで心理的にも経済的にも苦勞していくこととなります。

差別することなく見守りながら、SOSが出ていないかアンテナをはり、

少しでもつらそうだったら社会の側が手を差し伸べていく必要があります。

そしてその時に「経済的に自立できない年齢や状態なので、現役の親から逃げられない」

となった場合の**社会的なサポートのしくみ**も必要不可欠ですし、

**現役か離教か関係なく、「宗教虐待」にあたる行為があった場合に**

**早急に察知して救い出せるような体制を構築していく必要があります。**



2024年2月22日いよいよ、地裁で解散命令に向けた審問が始まります

## 今このタイミングで、 宗教二世当事者がいちばん伝えたいこと

- 1) 裁判は非公開なので癒着や忖度が心配です。必ず解散命令を出してください。
- 2) 思想と行為を分けたうえで「行為」が問題視されています  
反日だ、教義が変だ等の、思想面は問題視されてません。思想は自由です。  
この論点がずれると差別等につながる＆解散命令が出にくくなるので注意  
(思想の自由は認められる・行為が悪質で問題)
- 3) 教団側が論点をずらして解散命令を阻止しようとしているので  
そもそも統一教会の何が問題なのか改めて要点を正しく伝えてもらいたいです  
「行為」の「悪質性・組織性・継続性」がポイントです
- 4) 解散命令の要件は法律上、元々刑事事件に限定されてません。マスコミ等が  
報道で「刑事事件がないから難しい」等と言うのは教団側の詭弁に加担する  
間違った誘導になってしまいます。「これが重要」スライドを読んでください